

繋ごう、農地 繋ごう、農地バンクへ

農地は大切な資源です

令和7年4月から農地の貸借は
原則農地バンク経由になります



お問い合わせは、都道府県の農地バンク、市町村農政担当課、農業委員会または地方農政局まで。

農地バンク/農地中間管理機構

検索

農地の権利移動は、原則 農地バンク経由になりました！

◆ 農地バンクによる農地の権利移動

令和7年度からは各地域で策定された地域計画の達成に向け、農地の権利移動は、**原則農地バンク経由**となりました。



◆ 今後の農地バンクの活動

各地域で策定された地域計画に基づき、今後農地バンクは、所有者不明農地、遊休農地も含め借り受け、**地域計画に位置付けられた者に対し**貸し付けることで、農地の集約化等を進めていきます。

◆ 農地バンクによるメリット

出し手のメリット

→ 2ページをご覧ください

受け手のメリット

→ 3ページをご覧ください

地域のメリット

- | | | |
|------------|---|------------------|
| 機構集積協力金 | → | 4ページ～7ページをご覧ください |
| 遊休農地解消対策事業 | → | 8ページをご覧ください |
| 機構関連農地整備事業 | → | 9ページをご覧ください |

◆ 農地バンクを活用するメリット

出し手のメリット

1 賃料は確実に振り込まれます

賃料は農地バンクから期日までに確実に振り込まれます。

2 契約期間満了後は農地は返却されます

一度農地を貸したら返ってこないということはなく、農地バンクに貸した農地は、貸付期間終了後に必ず農地が返ってきます。

引き続き、だれかに耕作してもらいたい場合は、再貸付が可能です。

3 農地は適切に耕作されます

貸し付けた農地は、地域計画の達成に向けて、地域計画に位置付けられた者に転貸され、適切に管理されます。

また、受け手が離農等により不在になった場合も、地域計画に基づいて新たな受け手に転貸するとともに、転貸までの間は農地バンクが適切に管理します。

4 税制の優遇措置が適用されます

農地バンクに農地を貸し付けた場合、次の税金の優遇措置が受けられます。

- ① 所有する全農地（10a未満の自作農地は可能）を、新たに農地バンクに貸し付けた場合、農地バンクに貸し付けた農地の固定資産税が1／2に軽減（10年以上の貸付は3年間、15年以上の貸付は5年間軽減）
- ② 相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合に、納税猶予の適用農地を貸借しても、農地バンクを通じた貸借であれば納税猶予が継続します。

5 受け手の相続等に対応します

受け手に相続があっても、出し手は農地バンクに農地を貸しているので、農地バンクが対応いたします。

※ 貸借だけでなく売買でもメリットがあります

市町村の通知による農地バンクとの買入れ協議により、農地バンクに売却した場合は、1,500万円の特別控除の適用を受けることができます。

◆ 農地バンクを活用するメリット

受け手のメリット

1 農地の集約化をサポートします

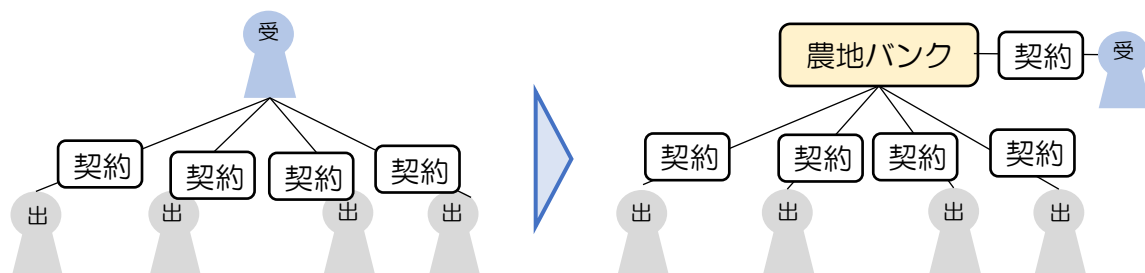
地域計画に基づいて、まとまった一団の農地を長期間にわたって安定して借りることが可能です。

2 賃料の支払いや事務手続きが楽になります

複数の出し手から農地を借りる場合であっても出し手への賃料の支払いは農地バンクが行うので、受け手は賃料をまとめて農地バンクに支払えばよく、手間がかかりません。

口座変更等の事務手続きに関しても、受け手は農地バンクから農地を借りているため、農地バンクとの事務手続きのみとなります。

事務手続きも減って楽



地域のメリット

1 機構集積協力金が支払われます

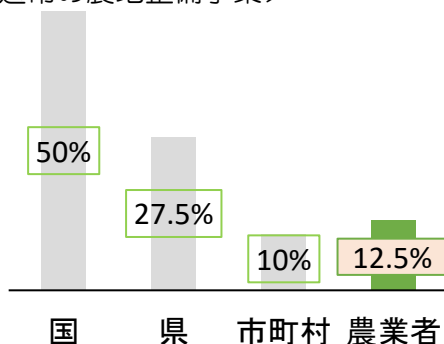
地域のまとまった農地の農地バンクへの貸借等により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金が交付されます。

協力金の使途は地域で決めることができますので、農業機械の購入、鳥獣害対策などの受け手支援、賃料先払いなどの出し手支援、農道の維持管理などの地域支援など地域の実情に合わせて活用できます。

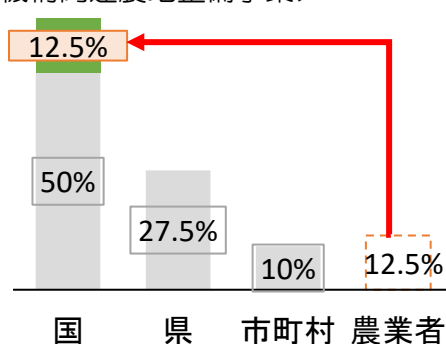
2 農地の条件整備ができます

農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます。

＜通常の農地整備事業＞



＜機構関連農地整備事業＞



農地バンクを活用した地域の皆さんに 協力金・奨励金をお支払いします！

1 機構集積協力金交付緊急対策事業

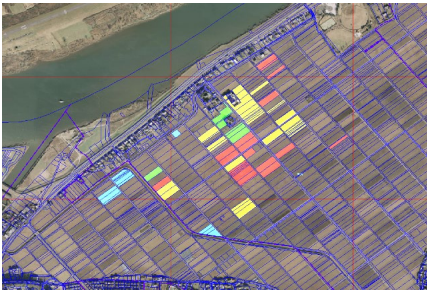
農地バンクを活用し、地域の農地を集積・集約化して生産性の向上を目指しましょう！

(1) 地域集積協力金

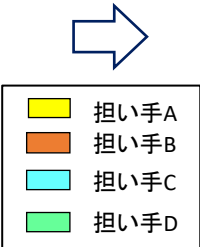
地域の皆さんで話し合って、まとまった農地を農地バンクに貸し付けましょう！
農地バンクに貸し付けた農地の割合に応じて協力金をお支払いします。



【取組イメージ】



取組前



取組後

〈C県S町の事例〉
高齢化により農地を手放したいと考える所有者が増加していたため、農地の遊休化を懸念する担い手が、町担当者や農地の出し手に地区の農地の集積を提案し、農地バンクを活用して担い手への農地集積と集約化に結びつけました。

取組成果

- 担い手への集積面積（集積率）
14ha（22%）から40ha（59%）に増加
- 担い手の平均経営面積
4haから10haに拡大
（1団地当たりの平均面積も拡大）

【交付イメージ】

- ① 地域の農地面積：68ha
- ② 地域内の農地バンクへの貸付面積：56ha
- ③ 事業実施年度の農地バンクへの貸付面積：36ha
- ④ 新たに担い手に集積された面積：26ha

- 農地バンクの活用率
 $② \div ① \times 100 = 82\%$ （区分1）
- 交付対象面積
 $③ = 36ha$
- 交付要件の確認
 $④ \div ③ = 72\% \rightarrow OK$
- 交付額
 $③ \times 2.8万円/10a = 10,080千円$

□ 交付単価

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
区分2		80%超	3.4万円/10a

地域に対して 10,080千円 を交付

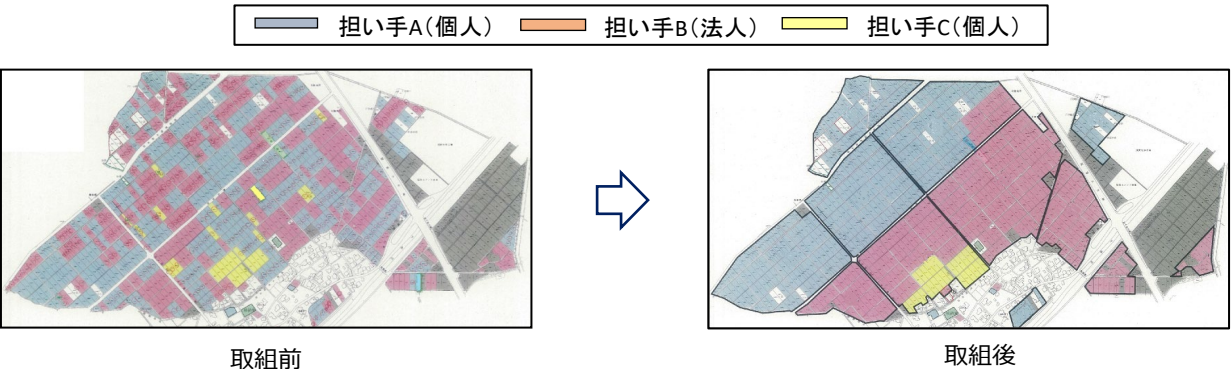
※ 農地バンクを通じて農作業委託をした農地面積も対象となります。その場合、1/2の交付単価になります。

(2) 集約化奨励金

生産性を高めるため、**集積された農地を集約化することも今後非常に重要です。**
農地バンクを活用して地域の農地を集約化しましょう！
団地面積の増加割合に応じて協力金をお支払いします。



【取組イメージ】



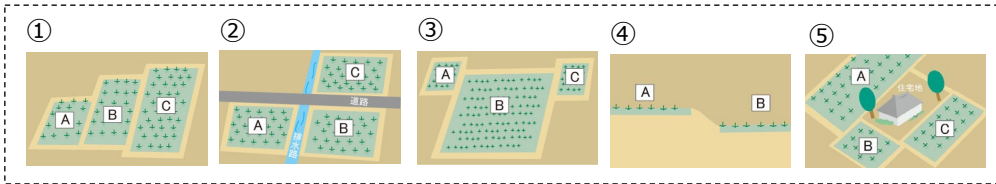
＜T県I市の事例＞

耕作条件が良く、担い手が競合して農地集積を進めてきたため、分散錯圖が生じていましたが、市の担当者が、農地交換による集約化を担い手に提案し、農地バンクを活用して分散錯圖の解消に結びつけました。

取組成果

- 担い手が利用する団地数：30カ所から8カ所まで減少(1団地当たりの平均面積も0.7haから8haに拡大)

＜団地化のイメージ＞



【交付イメージ】

- ① 地域の農地面積：83ha
- ② 取組前の1ha以上の団地面積：5ha
- ③ 取組後の1ha以上の団地面積：32ha
- ④ 農地バンクから転貸された面積のうち新たに増加した団地面積：27ha

□ 交付単価

	団地面積割合	交付単価 (転貸面積)
区分1	10ポイント増	1.0万円/10a
区分2	20ポイント増	3.0万円/10a

- 交付単価
 $(③ \div ① \times 100) - (② \div ① \times 100) = 32 \text{ポイント増加} \Rightarrow \text{区分2 (3.0万円/10a)}$
- 交付対象面積
④ = 27ha
- 交付額
 $④ \times 3.0 \text{万円/10a} = 810 \text{万円}$

地域に対して 810万円 を交付

※ 農地バンクを通じた農作業受託をした農地面積も対象となります。その場合、1/2の交付単価になります。

【交付要件】

○ 地域内農地面積に占める団地面積が一定割合増加すること

地域の農地面積に占める次の団地面積は10ポイント以上増加する必要があります。

- ① 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積
- ② 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

【事業内容】

1 一般タイプ

地域内の農地を**農業者ごとに団地化**し、農地の集約化に取り組む地域を支援します。

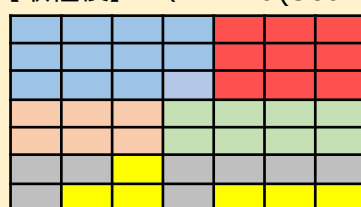
【取組前】 (14.7ha(30a×49筆))



1ha以上の団地面積

4.2ha (農業者青：3.0ha
農業者赤：1.2ha)

【取組後】 (14.7ha(30a×49筆))



1ha以上の団地面積

12.0ha (農業者青：3.6ha 農業者橙：1.8ha
農業者赤：2.7ha 農業者緑：2.4ha
農業者灰：1.5ha)

団地面積の割合

28.6% (4.2ha/14.7ha) ⇒ 81.6% (12.0ha/14.7ha) …… **53.0%の増加**

新たに団地化した面積 (交付対象面積)

4.2ha ⇒ 12.0ha …… **7.8ha**

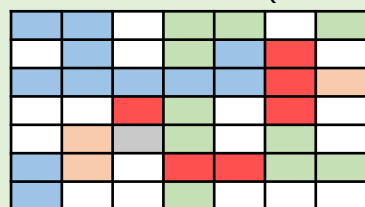
交付額

7.8ha × 3.0万円/10a …… **2,340千円**

2 受け皿準備タイプ

目標地図において「今後検討等」となっている将来の受け手が位置付けられていない農地について、地域内の農業者の農地の団地化に併せ、**受け手が位置付けられていない農地も団地化**することで、**将来の受け手が農地を引き受けやすくする取組**を支援します。※受け手が位置付けられていない農地の団地化のみ取組は対象外。

【取組前】 (14.7ha(30a×49筆))



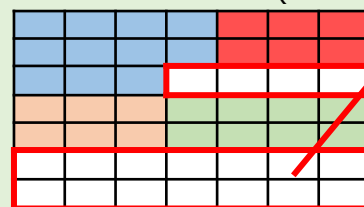
同一の耕作者の1ha以上の団地面積

2.7ha (農業者青：2.7ha)

受け手不在農地の1ha以上の団地面積

0.0ha

【取組後】 (14.7ha(30a×49筆))



同一の耕作者の1ha以上の団地面積

9.3ha (農業者青：3.3ha 農業者橙：1.8ha
農業者赤：1.8ha 農業者緑：2.4ha)

受け手不在農地の1ha以上の団地面積

5.4ha 今後未定A：4.2ha 今後未定B：1.2ha

※今後未定Aについては、1団地の上限4haを適用

目標年度（事業実施年度の3年度後）までに引き受け手に転貸することが必要です。

団地面積の割合

18.4% (2.7ha/14.7ha) ⇒ 100.0% (14.7ha/14.7ha) …… **81.6%の増加**

新たに団地化した面積 (交付対象面積)

同一耕作者：2.7ha ⇒ 9.3ha …… **6.6ha**

受け手不在：0.0ha ⇒ 5.4ha …… **5.2ha** ※受け手不在の場合1団地の上限は4.0ha

交付額

6.6ha × 3.0万円/10a = 1,980千円 + 5.2ha × 1.5万円/10a = 780千円 …… **2,760千円**

(中山間地域は2.0ha)

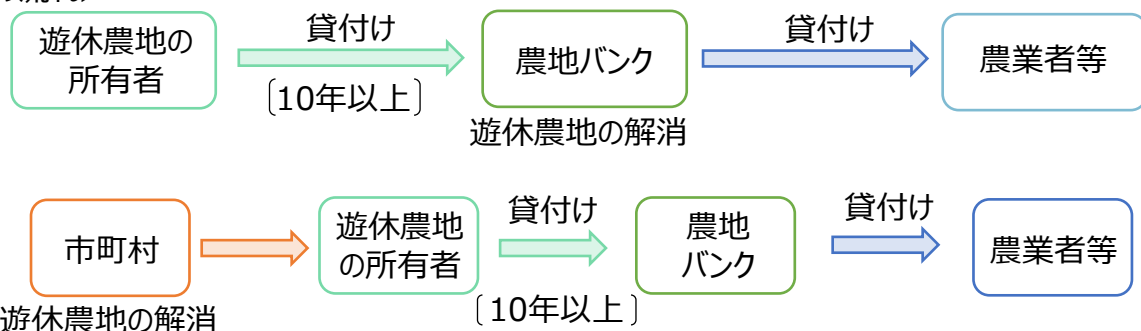
農地バンクや市町村が 遊休農地を解消します！

◆ 遊休農地解消対策事業

【事業の内容】

市町村や農地バンクによる簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。

<事業の流れ>



【事業の実施要件等】

■ 対象となる遊休農地

地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち、簡易な整備で解消可能な遊休農地



市町村や
農地バンクが
遊休農地を
農業者に
貸付け



■ 留意事項

交付要件：農地バンクに**10年以上**農地を貸し付ける必要があります。

交付単価：10a当たり最大**43,000円**補助します。

補助対象経費：遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費を支援します。

① 草刈り ② 除礫 ③ 抜根（※） ④ 耕起・整地

⑤ その他必要と認められる経費

※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は除きます。

【実際の事業活用による解消事例】

Before



After



Before



After



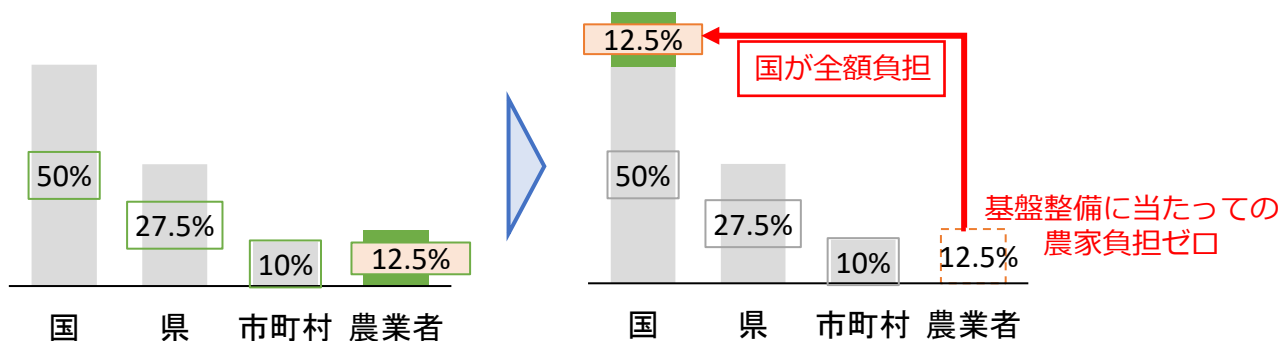
農家負担ゼロで 基盤整備を実施できます！

◆ 農地中間管理機構関連農地整備事業

担い手への農地の集約化等を進めるため、農地バンクが借り入れている又は所有している農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県または市町村が行う基盤整備を支援します。

＜通常の農地整備事業＞

＜機構関連農地整備事業＞

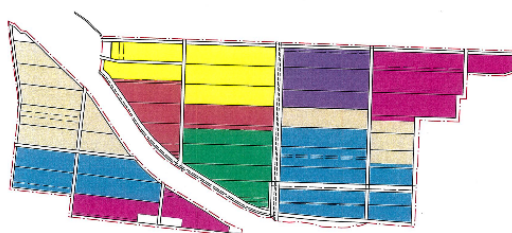
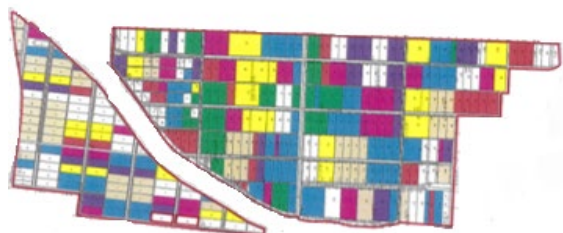


【対象となる事業（工種）】

1. 区画整理 2. 暗渠排水 3. 土層改良 4. 農業用排水施設 等

＜施工前＞

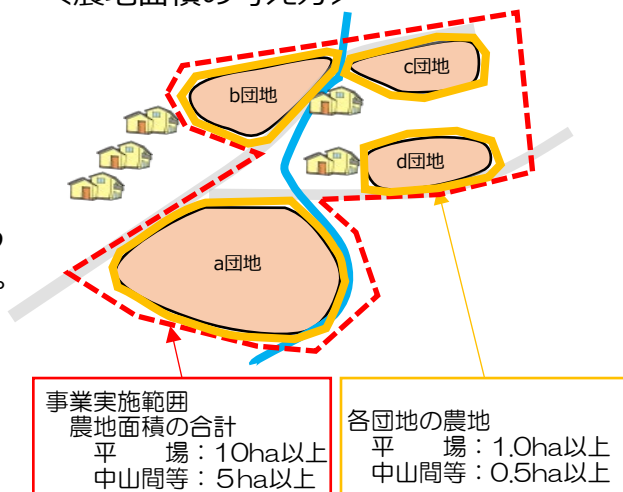
＜施工後＞



【主な事業の実施要件】

- 事業対象農地は、農地バンクが借り入れている農地の農地中間管理権の期間、又は農地バンクが農業経営若しくは農作業の委託を受けている期間が15年以上の農地となります。また、令和7年度から、農地バンクが所有している農地においても、本事業を実施できます。
- 事業対象農地面積は10ha（市町村が事業を行う場合、または中山間地域は5ha）以上となります。
なお、大字単位で1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）のまとまりのある団地の合計が10ha以上あれば事業対象となります。
- 事業実施地域の収益性を事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上させる必要があります。

＜農地面積の考え方＞



【内容に関しては、各都道府県を担当する地方農政局等へ、お気軽にお問い合わせください】

○東北農政局 農地政策推進課：022-221-6237

（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

○関東農政局 農地政策推進課：048-740-0144

（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

○北陸農政局 農地政策推進課 076-232-4319

（新潟県、富山県、石川県、福井県）

○東海農政局 農地政策推進課：052-223-4627

（岐阜県、愛知県、三重県）

○近畿農政局 農地政策推進課：075-414-9014

（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

○中国四国農政局 農地政策推進課：086-224-9407

（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

○九州農政局 農地政策推進課：096-300-6316

（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

○沖縄総合事務局（沖縄県）農林水産部 経営課：098-866-1628

○農林水産省（北海道） 経営局 農地政策課：03-3591-1389